

序章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。当計画は市民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

市の都市計画に関わる法制度や事業などは、当計画の内容に即した計画及び変更を行う必要があり、まちづくり（都市計画）における市の最上位計画として位置づけられます。

また、都市計画マスタープランでは、都市の現況と課題を踏まえ、これから本市がまちづくりを進めていく上での目標（将来都市像）を設定し、この目標のもとに、本市全域の骨格的な都市構造（全体構想）と、各地域における市街地像（地域別構想）を示します。

■都市計画マスタープランの役割

都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意向を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立し、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものです。

ただし、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、策定後すぐに法的強制力を有するものではありません。しかし、市の都市計画に関する法制度や事業等は、都市計画マスタープランの内容に即した計画及び変更を行う必要があり、まちづくり（都市計画）における市の最上位の計画として位置づけられます。

まちづくりの長期的なビジョン

長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次をおおむね 20 年後に設定します。

市民の皆さんの意向を反映した方針

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民の皆さんの意向を反映することが求められるため、市民意向の把握が必要となります。

上位計画との整合

都市計画マスタープランは、都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）や、議会の議決を経て定められた市町村のまちづくりに関する基本構想（総合計画）に即したものとする必要があります。

2. 改定の背景と目的

本市では平成 20（2008）年 8 月に小城市都市計画マスタープランを策定し、計画的なまちづくりに取り組んできましたが、計画策定から 10 年以上が経過し、社会情勢は大きく変化してきています。人口減少・高齢化社会の急激な進行・財政の縮減など対応すべき課題に対応する必要があります。

そうした状況の中、本市では市の最上位計画である第 2 次総合計画を平成 28（2016）年 10 月に策定し、人口減少などの変化に対応した市の将来像やそれに伴う施策などが示され、平成 30（2018）年 3 月には、小城市都市計画マスタープランの実施計画ともいえる、小城市立地適正化計画を策定したところです。

現行の小城市都市計画マスタープランの進捗状況及び都市の現況変化を踏まえ、上位計画である第 2 次総合計画をはじめとした各種関連計画との整合性を図りながら、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」の改定を行うことを目的とします。

3. 法的位置づけ

小城市都市計画マスタープランは、「第 2 次小城市総合計画」や県が策定する「小城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画に即して定めることが必要です。また、関連する各種計画との整合性に配慮しながら定める必要があります。

「小城市都市計画マスタープラン」の改定後は、これに定められた方針に従い、具体的な個別計画の策定、事業化の検討を行い、都市計画に関する整備を進めていくこととなります。

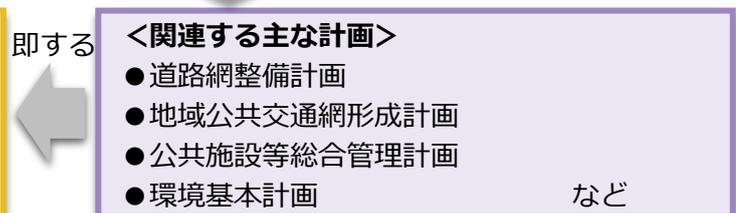
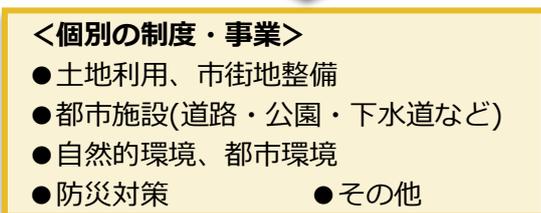
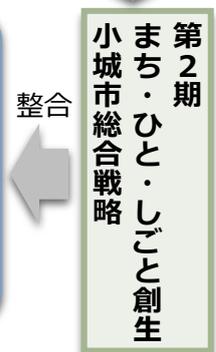
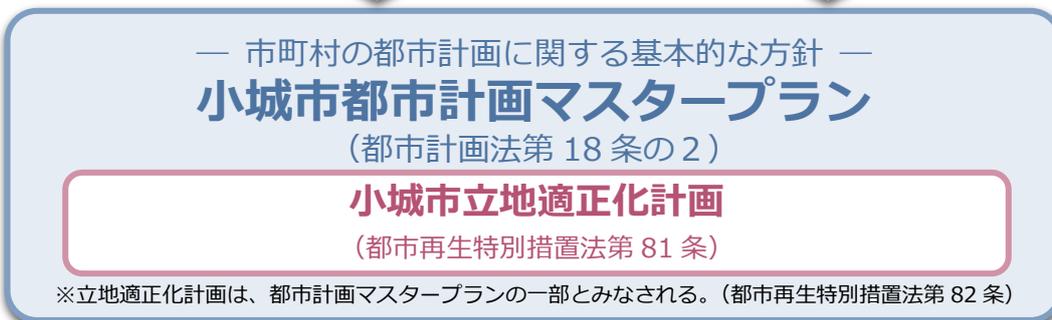
■小城市都市計画マスタープランの位置づけ

<佐賀県の計画>

小城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画法第 6 条の 2)

<本市の計画>

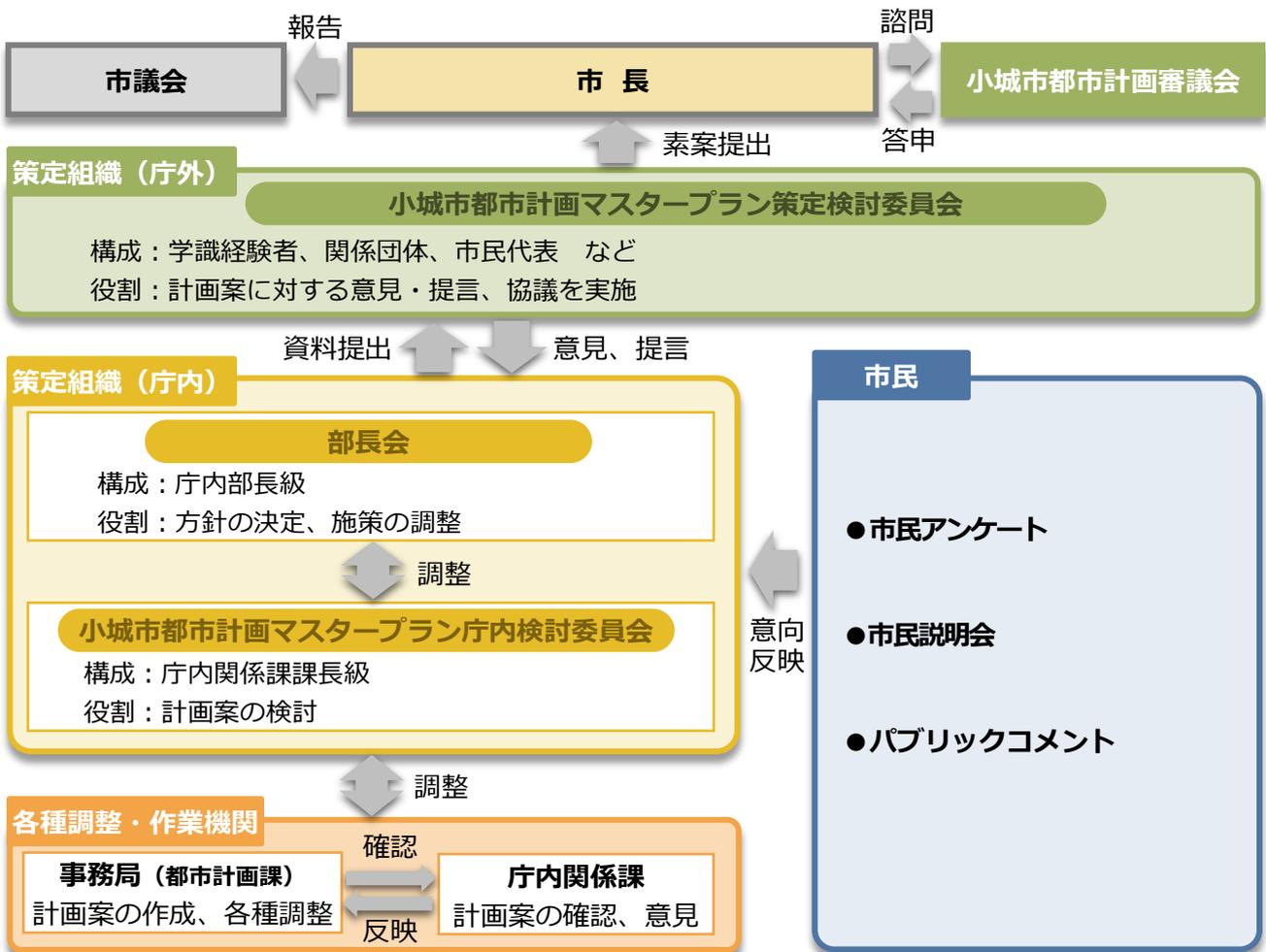
第 2 次小城市総合計画
(市政運営の最上位となる計画)



4. 改定体制

計画の改定にあたっては、市民の意見を反映させるとともに、庁内の都市計画に関わる部署との調整、都市計画に関わる本市の各種団体などとの合意形成を図る観点から、庁内の関係課で構成する「小城市都市計画マスタープラン庁内検討委員会」や「部長会」、庁外の学識経験者・関係団体、市民代表などの多様な関係者で構成される「小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置し、横断的な体制で改定します。

■改定体制



5. 対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則として都市計画区域を範囲とするとされています。

本市では、平成22(2010)年10月に本市全域が小城市都市計画区域として指定されているため、本市全域を対象範囲とします。

6. 目標年次

目標年次は、おおむね 20 年後の将来を展望した計画として、令和 24（2042）年とします。ただし、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化、基盤整備の状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

7. 小城市都市計画マスタープランの構成

小城市都市計画マスタープランは、「全体構想：まちづくりの目標」「全体構想：分野別方針」「地域別構想」「実現化方策」の4つの柱で構成しています。

■都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランとは

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 都市計画マスタープランとは | 2. 改定の背景と目的 |
| 3. 法的位置づけ | 4. 改定体制 |
| 5. 対象区域 | 6. 目標年次 |
| 7. 小城市都市計画マスタープランの構成 | |

第1章 本市の特性と課題

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 社会的特性 | 2. 市民意向 |
| 3. 現行の小城市都市計画マスタープランの検証 | 4. まちづくりの課題 |

第2章 全体構想：まちづくりの目標

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. まちづくりの理念 | 2. まちづくりの基本方針 |
| 3. 目標人口 | 4. 将来都市構造 |

第3章 全体構想：分野別方針

1. 土地利用・拠点地区形成の方針
2. 交通体系の整備方針
3. 環境の保全・整備の方針
4. 景観形成の方針
5. 安全・安心なまちづくりの方針

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の位置づけと策定手順
2. 地域区分の設定
3. 地域の概況
4. 地域づくり構想（小城地域、三日月地域、牛津地域、芦刈地域）

第5章 小城市都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 協働によるまちづくりの推進
2. 実現化の方策
3. 小城市都市計画マスタープランの管理と継続的改善